

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	「4. 維持管理及び災害防止に関する計画書」の 4-1 受入時の産業廃棄物の確認方法・埋立方法に関する事項 に記載する。		
	施設操業時の 維持管理方法	施設の維持管理方法は「4. 維持管理及び災害防止に関する計 画書」の維持管理計画書(1)及び維持管理計画書(2)に 記載する。 災害防止は「4 維持管理及び災害防止に関する計画書」の II. 災害防止計画に記載する。		
	施設整備・ 点検の頻度	「4. 維持管理及び災害防止に関する計画書」の4-2 施設・ 設備の点検に関する事項に記載する。		
維持管理に関 する記録及び 閲覧方法	「4. 維持管理及び災害防止に関する計画書」の4-6 施設の維持管理状況記録 及び閲覧に関する事項に記載する。 ※閲覧方法は焼却施設及び最終処分場のみ記載			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排 ガ ス の 性 状	ばいじん (g/Nm ³)			/
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素 (mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)			
放 流 水 の 水 質	pH			/
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)			
	化学的酸素要求量 (mg/L)			
	浮遊物質 (mg/L)			
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)			
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)			

4. 維持管理及び災害防止に関する計画書

I. 維持管理計画

4-1 受入時の産業廃棄物の確認方法・埋立方法に関する事項

4-1-1 受入時の確認方法及び処分方法

- 1) 搬入車両の廃棄物に安定型産業廃棄物以外の有害な物質が混入し又は付着している恐れが無いか車上から目視確認するとともに、マニフェスト伝票で確認する。
- 2) 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していることが判明した場合は、受入れを拒否する。

4-1-2 受入れ処分する廃棄物

1) 廃プラスチック類

塩化ビニール管、タイヤ等の合成樹脂くずなど固形状の廃プラスチック類で、再生利用を優先し極力受入れをしない、やむを得ず受入れする場合は、他の施設において最大径15cm以下に破碎し、切断し若しくは溶融設備を用いて溶解加工したものに限り受入れる。石綿含有産業廃棄物（Pタイル）を含む。

2) ゴムくず

天然ゴムくず。（最大径15cm以下に破碎し、切断し若しくは溶融設備を用いて溶解加工したものに限り受入れる。）

3) 金属くず

鉄鋼・非鉄金属の研磨くず、切削くず等。

4) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、再生利用できないコンクリートくず。石綿含有産業廃棄物（窯業系サイディング、珪酸カルシウム板、押出成形セメント板、スレート板、石綿セメント管）を含む。

5) がれき類

工作物除去に伴い発生するレンガ、アスファルトの破片その他これに類する不要物。

なお、宮工建 株式会社は、がれき類の中間処理施設を設置しているので、可能な限り破碎して再生利用を優先する。

石綿含有産業廃棄物（窯業系サイディング、珪酸カルシウム板、押出成形セメント板、スレート板、石綿セメント管、Pタイル）を含む。

6) 有害な物質として取り除くものは、下記のものをさす。

- ・ がれき類に付着している有機性の物質。
- ・ 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。））であるもの。
- ・ 金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不用品であるもの及び廃容器包装であるもの。）
- ・ コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるもの。）

4-1-3 展開検査の実施方法

展開検査場所での確認方法は、以下の手順により実施する。

- 1) 搬入された産業廃棄物を降ろす前に再度、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していないか車上から目視で確認する。
- 2) 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していることが判明した場合は、搬入を拒否する。
- 3) 搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機等を用いて厚さ10cm程度に展開し安定型産業廃棄物以外の廃棄物混入の有無を検査し、混入が確認された場合は、人力で分別し搬入車両に、積み込み返送する。
- 4) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集業者、廃棄物の種類およびおおよその量、措置方法を別紙「展開検査記録票」に記録し保管する。
- 5) 展開検査は、搬入車両ごとに行い、上記4)までの作業が終わるまでは、次の搬入車両の廃棄物を、展開検査場に降ろさない。
- 6) 搬入車両が退出後に、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が確認された場合、場内に設置したコンテナに分別して一時保管し、速やかに引き渡す手続きをとる。

4-1-4 展開検査の終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出事業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値等の訂正を行うか、新たに再発行してもらう。

4-1-5 展開検査の精度の向上に関する事項

安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入している建設混合廃棄物に関して、展開検査により選別を行なうに当たり、建設混合廃棄物の熱しやく減量の測定を適宜行い安定型産業廃棄物と他の廃棄物（熱しやく減量5%以下）に選別する基準を熟知する。

なお、熱しやく減量測定の際のサンプリングや測定方法は、「昭和52年11月4日環整95厚生省環境衛生局水道環境部環境備課長通知 別紙2に定める方法」に準ずる。（添付資料①参照）

4-1-6 埋め立て方法に関する事項

埋立地底面より層状に埋立て、転圧する方法にて行う。

4-1-7 飛散防止の為の覆土

石綿含有産業廃棄物及びフィルム状の廃プラスチック類などの飛散の恐れがある廃棄物を埋め立てた場合には、梱包の状態など確認して適宜覆土を行い飛散防止に努める。

なお、覆土は処分場造成時の発生土から確保し施設内の東側空地に保管すると共に、埋立作業の進捗に伴い建設工事からの発生土を施設内に保管しておく。

4-2 施設・設備の点検に関する事項

施設・設備の点検項目及び頻度を下表に定めるとおり実施する。

確認で異常が認められた場合には、措置の内容を、措置欄に記入する

4-1-1 点検項目一覧表(1)

	点検項目			確認		頻度	措置の内容	
施設	埋立地	のり面	切土のり面	崩落	有	無	1回/月	
			盛土のり面	崩落	有	無	1回/月	
				植生	良	悪	1回/月	
	道路	搬入道路	路面	凸凹 粉じん 排水	有	無	1回/月	
					有	無	1回/月	
		良			悪	1回/月		
		清掃	石・砂	有	無	随時		
		搬入時間帯	契約時の指示	通学時間帯の 搬入を避ける	良	悪	別紙(毎日の管 理状況を記録)	
		搬入ルート	契約時の指示	指定ルート の指示	良	悪	別紙(毎日の管 理状況を記録)	
	場内道路	路面	凸凹 粉じん 排水	有 発生 良	無 無 悪	1回/月 1回/月 1回/月		
	排水溝	素掘側溝	断面	形状 雑草	良 有	悪 無	1回/月	
	沈砂池	のり面	切土・盛土	崩落	有	無	1回/月	
		容量	沈砂土砂	排土	要	否	1回/月	
	浸透水	観測柵	柵の状況	沈下・ 傾きなど	有	無	1回/月	
	地下水	観測井戸	地下水位	確認	可	否	1回/月	
計量機	※1) 定期検査	計量検査	正常	正	否	1回/2年		

※ 1) 計量法19条による定期検査

表 4-1-2 点検項目一覧(2)

	点検項目			確認		頻度	措置の内容
				有	無		
設 備	囲い	有刺鉄線	たるみ・切断	有	無	1回/年	
		安全鋼板	倒れ・塗装	有	無	1回/年	
	ゲート	支柱 門扉	倒れ 開閉	有 良	無 悪	1回/年	
	看板	記入事項	明瞭	良	悪	1回/年	
	B. M	標高	明瞭	良	悪	1回/年	
	管理棟	消火器	本数 (1本)	有	無	1回/年	
環 境 他	害虫	ねずみ	生息	有	無	1回/月	
		蚊	生息	有	無	1回/月	
		はえ	生息	有	無	1回/月	
	高温	乾き	—	有	無	1回/年	
	飛散	埋立面の 覆土	フィルム状の 廃プラスチック	未	済	作業日の 都度	

* 処置の内容の記載について

章末に添付する様式 4-2 「施設点検記録」で点検項目一覧(1)(2)について処置の個所、措置方法、確認者のサイン等を具体的に記載する。

4-3 水質検査の実施に関する事項

4-3-1 地下水の検査

1) 地下水観測井戸の設置

埋め立て地からの浸出液による最終処分場周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するため、平面図に示した2か所に設置する。

2) 地下水の検査と記録

2か所の地下水観測井戸より採取した地下水の検査を行い、その結果を把握及び記録し、最終処分場の廃止後5年間保存する。

3) 水質検査の分析項目及び分析頻度は、基本的に次表のとおりとする。

表 4-2 地下水等水質検査項目別の測定頻度等

検査項目	期間及び頻度	埋立開始前	埋立開始から 廃止までの間	埋立終了後
		分析頻度	分析頻度	分析頻度
※別表地下水検査項目		○	1回/年以上	1回/年以上
電気伝導率		○	1回/月以上	1回/3月以上
*ダイオキシン類		○	1回/年以上*1)	—

4) 地下水等の検査項目の基準値を次頁別表に示す。

5) 工場跡地などから排出されるがれき類は、重金属類（ヒ素、六価クロム等）に汚染された土が混入している可能性があり、土壤汚染対策法に基づく地歴調査の結果、安全が確認されているものだけを受け入れる。

6) 地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除いて）が認められる場合および環境基準を超過した場合には、速やかに空知支庁環境生活課地域環境係に報告し、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置の要否を検討する。

7) 5) により必要な措置を講じた場合は、措置の結果について速やかに空知支庁環境生活課地域環境係に報告する。

* 1) ダイオキシン類の検査は、施設の適合検査後埋め立て開始前に実施して施設管理の基準値を記録し、埋立開始後1～2年程度は埋立廃棄物の安全性の確認のため検査を実施する。

表 4-3 地下水等検査項目及び基準値

(測定日 平成 年 月 日)

	検査項目	基準値 (mg/L以下)	備考	処分場計画地	備考
1	アルキル水銀	検出されないこと			
2	総水銀	0.0005			
3	カドミウム	0.01			
4	鉛	0.01			
5	六価クロム	0.05			
6	砒素	0.01			
7	全シアン	検出されないこと			
8	PCB	検出されないこと			
9	トリクロロエチレン	0.03			
10	テトラクロロエチレン	0.01			
11	ジクロロメタン	0.02			
12	四塩化炭素	0.002			
13	1,2-ジクロロエタン	0.004			
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02			
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			
16	1,1,1-トリクロロエタン	1			
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006			
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002			
19	チラウム	0.006			
20	シマジン	0.003			
21	ベンゼン	0.01			
22	セレン	0.01			
23	チオベンカルブ	0.02			
24	硝酸及び亜硝酸性窒素	10.0			
25	フッ素	0.8			
26	ほう素	1.0			

4-3-2 浸透水の検査

当該施設の埋め立ては、計画地の南側隣接地境（岩見沢農業高校演習地）素掘排水溝を設置し境界高さを基準に埋め立て計画天端高さを決め、計画地沢部底面に設置する排水管（φ700コンクリート管）上面との間に埋立て高さ約8m～9m、その上に0.5mの覆土を計画している。

また、計画断面は現況の地下水位を考慮し、計画法面より地下水が湧出することがない計画としている。したがって、地下水が計画地外に排水として流出することは無い。

しかし、埋め立てられた安定型産業廃棄物の層を通過した雨水を採取して水質を検査することにより、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入の有無を確認する為、浸透水を取水する設備として、埋立地底面に有孔合成樹脂管を布設し、その流末に浸透水取水柵を設置する。なお、浸透水採水時には、地下水位を計測し有孔合成樹脂管に地下水が入っていないか確認する。

検査項目と頻度は、次の通りとする。

表 4-4 浸透水の検査項目と頻度

検査項目	期間及び頻度	埋立開始前	埋立開始から閉鎖までの間	埋立終了後
		分析頻度	分析頻度	分析頻度
1) 別表 4-3 地下水等検査項目		—	1回/年以上	1回/年以上
2) BOD		—	1回/月以上	1回/3月以上

※次に該当する場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、速やかに空知支庁環境生活課地域環境係に報告し、生活環境保全上必要な措置を講ずる。

- 1) 浸透水水質検査の結果、前頁の表のいずれかの項目について表に示される基準に適合していないとき。
- 2) BODが20mg/lを超えているとき。

4-3-3 既存施設の水質試験成績表について

- 1) 過去1年程度の水質試験成績表を章末に添付する。（添付資料②参照）

4-4 搬入路の維持管理

4-4-1 市道の維持

1) 道路清掃

施設から市道への出口は、緩やかな下り勾配のカーブ箇所に位置し、砂や石がたまりやすく、それに起因するスリップ事故等の交通事故防止のため、毎日点検し清掃を行う。

2) 市道の排水側溝の維持

市道の排水側溝を横断して場内に入るため、横断部分の側溝のごみ詰まりや土砂が詰まりの有無を、定期的に点検・掃除を行う。

4-4-2 場内道路の維持

1) 路面の維持

地質調査の結果より明らかなように、表土と路盤の下層は、砂層で十分な地耐力を有しているため、路盤砂利の補足を主体にした維持管理を行う。

搬入車両の走行により、路盤の破壊が生じたときは、路盤置き換えなどの抜本的な処置を行う。

また、路盤置き換えや路盤厚の変更（厚くする）等は、年度計画に盛り込み実施し、走行に支障の無い道路の維持管理に努める。

2) 防塵対策

採草牧草地近接しているため、車両の通行により粉じんの発生が認められる場合には、散水車による散水などの処置を講ずる。

4-4-3 冬季間の除雪

冬季間の除雪は、施設侵入路を自社で行い走行に支障のない管理を行う。

4-4-4 廃棄物運搬車両等の汚泥の除去

本処分場は、車両が埋立地の中に進入する構造にしていけないので、廃棄物の付着の恐れは無く又、進入路の維持管理に関して路盤砂利を補足して、土砂の付着を防ぐように計画しており、退出時に廃棄物や土砂の付着による公道の汚れは、ほとんど無いものと考えられるが、汚れが発生した場合には、速やかに道路清掃を行う等の措置を講ずる。

なお、公道の汚れが解消できない場合には、洗車設備の設置を検討する。

4-5 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法

廃止基準項目に関する措置を適切に講じ、環境影響への悪化が認められないことの確認を定期的に行う。

表 4-4-1 廃止基準項目と措置及び留意事項

	廃止基準項目	措置及び留意事項
1	悪臭の発散防止	覆土等の措置を講じ悪臭が発生していないことを確認する。
2	火災の発生防止	覆土、可燃性のガスの排除等の措置を講じ火災の発生の恐れが無いことを確認する。
3	衛生害虫等の発生防止	覆土等の措置を講じ、はえ等の衛生害虫の異常な発生が認められないことを確認する。
4	地下水等の水質	1)地下水検査：地下水検査項目(26項目)を1回/年検査する。 2)浸透水検査：地下水検査項目(26項目)を1回/年検査する。 BODは1回/3カ月 検査の結果、水質悪化が認められないことを確認する。
5	ガスの発生	1)埋立地からガスの発生がほとんど認められないことを確認する。 (P.4-8-3に図示) 2)ガスの発生量の増加が、2年以上にわたり認められないこと。 3)測定頻度：ガスの発生が認められた場合には1回以上/3カ月。
6	埋立地の内部の温度	1)埋立地の内部が周辺の温度と比べ、異常な高温になっていないことを確認する。 2)熱伝対式の温度計を使い、浸透水採水設備等の適当な箇所測定する。 3)異常な高温になっていないとは、温度差が20℃未満をいう。 (P.4-8-4に図示)
7	覆い	1)概ね50cm以上の厚さの土砂による覆いにより開口部が閉鎖されていることを確認する。 2)覆土等の覆いに損壊が認められないことを確認する。
8	生活環境の保全上の支障	1)観測井戸以外で採水された地下水の水質の埋立地からの浸出液による悪化が無いことを確認する。 2)埋立地から発生したガスによる周辺作物の立ち枯れ等が無いことを確認する。

維持管理計画書（1）

産業廃棄物処理施設の維持管理方法は次の通り行う。

No.	維持管理項目	実施内容
1	<p>廃棄物の受入方法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6の1)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 受入れる廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適当なものとなるよう、受け入れにあたり目視観察及び受入れ伝票で廃棄物の性状の確認及び計量を行う。 2) 埋め立てた産業廃棄物の種類及び量の記録は処分場廃止まで保管する。
2	<p>廃棄物の投入方法 (施行規則第12条の6の2、及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令第2条の2、二のロ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 廃棄物は埋め立てる前に展開検査場で展開検査し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、又は混入の有無について目視検査して、処理する廃棄物として許可を受けた以外の廃棄物の受入を拒否する。 2) 施設への廃棄物の投入は当該施設の処理能力を超えないように行う。
3	<p>異常事態が生じたときの生活環境の保全上必要な措置 (施行規則第12条の6の3、及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条の2、二のへ) 連絡先 ・空知支庁環境生活課地域環境係 ・岩見沢市役所健康福祉部環境衛生課 ・岩見沢消防署</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 廃棄物が施設から流出する等の異常事態が発生した場合は、直ちに施設への受け入れを停止し、流出した廃棄物の回収その他生活環境の保全上必要な措置を講ずる。 2) 地下水等の検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化や基準を超える事態が認められる場合には、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる。 3) 浸透水に係る水質検査の結果が「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条の2、二のへ」に示す基準に適合していない場合、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、生活環境保全上必要な措置を講ずる。 4) その他異常事態が発生時には、速やかに関係先への連絡を行う。 5) 異常の原因究明を行い、再発防止の徹底を図る。
4	<p>施設の点検設備及び整備記録簿の保存 (施行規則第12条の6の4、及び9)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 日常点検及び定期点検(1回/年、1回/月)を行う。(P.4-12様式4-2施設点検記録により) 2) 維持管理に関する点検の結果、及び異常に関する措置の記録を3年間保存する。
5	<p>廃棄物の飛散及び流出、悪臭、害虫発生の防止 (施行規則第12条の6の5、及び6)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 周囲に廃棄物が飛散・流出しないよう、適宜覆土等の措置を講ずる。 2) 粉塵発生が著しい場合、散水などを行い粉塵を抑制する。 3) 悪臭防止のため、悪臭の原因となる腐敗物の付着がないか展開検査を行い、腐敗物の受入れはしない。 4) ねずみ及びびり、蚊などの発生防止に努め、場内の清掃を保持し、万一発生した場合は殺虫剤等を散布し駆除する。
6	<p>産業廃棄物の最終処分場であることの看板標示 (廃棄物の処理及び清掃に関する法第15条の二第一項第一号、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条の一)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 入り口の見やすいところに P.4-8-5 に図示する看板を設置する。 2) 表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

維持管理計画書 (2)

No.	維持管理項目	実施内容
7	埋立地周囲に立ち入り防止策の設置 (廃棄物の処理及び清掃に関する法第 15 条の二第一項第一号、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条の 1、三のイ)	1) 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止する囲いを設ける。 2) 閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外のように供する場合においては囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにする。
8	火災の発生の防止 (廃棄物の処理及び清掃に関する法第 15 条の二第一項第一号、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条の 2、三)	1)火災の発生を防止するため、野火の禁止や、喫煙場所の設置など必要な措置を講ずる。 2)消火器を場内に設置し見やすい標示を行う。
9	水質に関する検査 (施行規則第 12 条の 6 の 8、及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条の 2、二のハ・ニ・ホ)	1)P4-5 の 4.3.1 地下水の検査,P4-7 の 4-3-2 浸透水の検査に記載。
10	維持管理積立金 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5 及び第 15 条の 2 の 3)	埋立処分終了後に必要な維持管理を適正に行うためにあらかじめ埋立期間中に、環境再生保全機構に積み立てる。
11	その他の環境保全対策	1)施設入り口の公道を、退出車両の土砂の付着が原因で汚さないように、場内道路の維持管理（路盤砂利補足など）を適切に行う。 3) 埋め立て終了後南側法肩周辺に植樹を行い、周辺環境及び景観の保全に努める。